

# A. C. B (あいち調査士勉強会) 会則

(平成24年11月 3日一部改正)

(平成25年11月 1日一部改正)

(平成27年11月12日一部改正)

## 第1条【名 称】

本会の名称は『A. C. B (あいち調査士勉強会)』とする。

## 第2条【目 的】

本会は土地家屋調査士業務の研鑽及び会員相互の親睦を目的とし、これを達成するために必要な事業を行う。

## 第3条【会 員】

本会の会員は、原則として土地家屋調査士会会員、もしくは土地家屋調査士の資格を有する者（以下：有資格者と称する）にして本会の目的に賛同し入会した者とし、正会員、賛助会員及び準会員の3種とする。

### 1. 正会員

土地家屋調査士であって、10月1日の時点で満50歳未満の者、または土地家屋調査士登録後10年未満の者。

### 2. 賛助会員

前号以外の土地家屋調査士であって、役員会の承認を得た者。

### 3. 準会員

土地家屋調査士の資格を有する者。ただし正会員の推薦を得た者。

## 第4条【入 会】

本会の会員になろうとするものは、入会申込を行い、1ヶ月以内に会費を納付しなければならない。なお、会員名簿記載をもって、会員資格を取得する。

## 第5条【会員資格の喪失】

会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

### 1. 第3条の会員資格の喪失

### 2. 退会

### 3. 除名

## 第6条【退 会】

会員は退会しようとするときは、代表に退会届を提出しなければならない。

なお、退会届の受理をもって、会員の資格を喪失する。

#### 第7条【除名】

1. 会員が次の各号の一に該当するときは、役員会における決議により、これを除名することができる。
  - (1) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき。
  - (2) 会費を1年以上滞納したとき。
2. 前項1号により除名しようとする場合は、当人の事情を聴取しなければならない。ただし、本人がそれに応じない場合はこの限りではない。

#### 第8条【会費等の不返還】

退会または除名された場合、納入済みの会費等の返還は行わない。

#### 第9条【総会】

1. 総会は正会員で構成し、定時総会と臨時総会とする。
2. 定時総会は、毎年会計年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は適宜に、代表がこれを招集する。
3. 前項の招集通知は、会日の2週間前までに適宜な方法により会員に通知する。
4. 正会員総数の4分の1以上の請求があった場合、代表は請求があった日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
5. 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
6. 賛助会員及び準会員は、総会に出席することができる。また必要な場合、発言することができる。

#### 第10条【議長】

総会の議長は、総会において選任する。

#### 第11条【決議事項】

定時総会では、次の決議を行う。

1. 事業計画に関する事項
2. 予算及び決算に関する事項
3. 会則の改廃に関する事項
4. 役員を選任及び解任に関する事項
5. 総会において必要と認めた事項
6. その他本会の運営に必要な事項

#### 第12条【決議】

総会の決議は、出席した正会員の過半数で決する。ただし可否同数の場合は、議長がこれを決する。

#### 第13条【書面表決等】

やむを得ない理由の為、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面で表決し、または他の出席構成員を代理人として表決委任することができる。

この場合において、前条及び第9条5項の規定の適用については、出席したものとみなす。

#### 第14条【議事録】

総会の議事については、議事録を作成することとする。

議事録署名人は、出席した正会員の中から2名選出する。

#### 第15条【役員】

本会は次の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 1名以上
3. 地区幹事 3名以上
4. 会計 1名以上

#### 第16条【役員を選任及び任期】

1. 役員は総会において正会員の中から選任する。
2. 役員の任期は就任後第1回目の定時総会終了までとする。
3. 役員の再任は妨げない。

#### 第16条の2【監査】

1. 本会は必要に応じて1名以上の監査を置く。
2. 監査は総会において正会員または賛助会員の中から選任する。
3. 監査の任期は就任後第1回目の定時総会終了までとする。
4. 監査の再任は妨げない。

#### 第16条の3【相談役】

1. 本会は必要に応じて若干名の相談役を置くことができる。
2. 相談役は代表が指名し総会において承認する。
3. 相談役の任期は就任後第1回目の定時総会終了までとする。
4. 相談役の再任は妨げない。

#### 第17条【役員会】

1. 役員会は代表、副代表、地区幹事、会計で構成し、会務の執行にあたる。
2. 役員会は必要があるときに代表が招集する。また必要ある時は相談役の出席を求める事ができる

#### 第18条【行 事】

本会は次の行事を行い、役員が執行する。

1. 定時総会 年1回
2. 例会 年数回

#### 第19条【会 費】

1. 会費は、月額500円とする。
2. 会費は、定時総会までに1年分（6,000円）を一括前納する。  
ただし、入会申込時点で土地家屋調査士登録後1年未満の者はその会計年度の会費を免除する。
3. 中途入会者の初年度会費は月割りとする。

#### 第20条【会計年度】

会計年度は10月 1日から9月30日とする。

#### 第21条【その他】

1. 本会則に定めのない事項については役員会において決定する。
2. 本会則を改正する場合は総会を開催し、協議決定する。

#### 附則（施行期日）

この会則は平成23年11月 3日から施行する。